

平成 26 年 3 月 31 日
総 務 省

平成 26 年度総務省行政事業レビュー行動計画

1. 基本的な考え方

行政事業レビュー(以下、「レビュー」という。)は、各府省自らが、自律的に、概算要求前の段階において、原則全ての事業について、予算が最終的にどこに渡り(支出先)、何に使われたのか(使途)といった実態を把握し、これを国民に明らかにした上で、外部の視点も活用しながら、過程を公開しつつ事業の内容や効果の点検を行い、その結果を予算の概算要求や執行等に反映させる取組である。

また、レビューは、行政の無駄の削減のみを目的とするものではなく、事業の効果的、効率的な実施を通じ質の高い行政を実現するとともに、国の行政の透明性を高め、国民への説明責任を果たすために実施するものである。

以上を踏まえ、総務省においては、「今後の行政事業レビューの実施等について」(平成 25 年 4 月 2 日行政改革推進会議とりまとめ)等に定める手続によりレビューに係る取組を進める他、本行動計画によって定める取組体制及びスケジュール等により、平成 26 年度のレビューを実施する。

2. レビューの取組体制

(1) 構成員

- ① レビューは、以下の構成員によって構成する総務省行政事業レビュー推進チーム(以下、「チーム」という。)が実施する。

統括責任者:大臣官房長

副統括責任者:大臣官房会計課長及び大臣官房政策評価広報課長

メンバー:各局総務課長等

その他、チームが必要と認めたときは、上記以外の者を参画させることができる。

- ② チームの下に事務局を置き、チームの運営に関する事務を担当させる。
- ③ 事務局長は、大臣官房長とし、事務を総括整理する。事務局次長は、大臣官房会計課長及び大臣官房政策評価広報課長とし、事務を整理する

(2) チームの取組

チームは、以下の取組を行うものとする。

- ① 事業所管部局による行政事業レビューシート(以下、「レビューシート」という。)の適切な記入及び厳格な自己点検の指導

- ② 外部有識者の指名
- ③ 外部有識者の点検を受ける事業の選定及び外部有識者からの点検結果の聴取
- ④ 外部有識者による公開の場での点検(以下、「公開プロセス」という。)の対象となる事業の選定及び点検結果の聴取
- ⑤ ①、③及び④を踏まえた事業の厳しい点検(サマーレビュー)及び点検結果(所見)のとりまとめ
- ⑥ チーム所見を踏まえた事業の改善状況の点検
- ⑦ 総務省全体の概算要求への反映状況の確認及びとりまとめ
- ⑧ レビューは総務省自らが、自律的に実施する取組であることに鑑み、チームは、上記で示した取組に加えて、自主的かつ不断に創意工夫を重ねながら、レビューの実効性向上のための取組を積極的に行うものとする。
- ⑨ 「行政事業レビュー実施要領」(平成 25 年 4 月 2 日行政改革推進会議策定、平成 26 年 3 月 14 日改定)(以下、「実施要領」という。)2(2)②を踏まえ、上記①及び③乃至⑦に係る取組に関する具体的な内容と担当者を別紙1のとおり定める。

3. 取組の進め方

本行動計画に定めるものの他、「今後の行政事業レビューの実施等について」(平成 25 年 4 月 2 日行政改革推進会議とりまとめ)等に定める手続によりレビューに係る取組を進めるものとする。

また、さらに具体的な取組については、実施要領等を踏まえて取り運ぶこととする。

4. スケジュール

別紙2のとおりとする。

平成 26 年度総務省行政事業レビュー行動計画2. (2)①及び③乃至⑦に係る取組に関する具体的な内容と担当者(担当機関)は、次のとおりとする。

① 事業所管部局によるレビューシートの適切な記入及び厳格な自己点検の指導

- ・チームの指示を受け、事務局は、行政事業レビュー実施要領(以下、「実施要領」という。)3(1)②の留意事項及びレビューシート作成の発注を事業所管部局(予算担当部門)に行う際、内閣官房行政改革推進本部事務局から示された記載要領に沿って適切に記入するよう指導する。
- ・また、その際、特にレビューシート中の「事業所管部局による点検」欄については、実施要領3(2)を踏まえ、厳格に自己点検を行った上で記入するよう指示する。
- ・事業所管部局においては、チームからの指示等を踏まえ、各事業所管課室の担当者に対して適切に作業を発注することとし、レビューシートのとりまとめに当たっては、自らも当該レビューシートが適切に記入されているか、また、厳格な自己点検がなされているか等を確認の後、事務局にレビューシートを送付する。
- ・事務局は、事業所管部局から提出されたレビューシートが適切に記入されているか等につき点検し、その点検結果をとりまとめた上でチームに報告する。

③ 外部有識者の点検を受ける事業の選定及び外部有識者からの点検結果の聴取

- ・チームの指示を受け、事務局は、実施要領4(3)①及び②に該当する事業を選定し、チームに諮ったうえで点検対象事業を確定させ、外部有識者への点検を依頼する。
- ・なお、その際、特に②の事業の選定に当たっては、客観性を向上させ、より効果的な点検が可能となるよう、外部有識者会合を活用し、選定の考え方について外部有識者の理解を得て選考を行うとともに、対象事業数に年ごとの偏りが生じないよう選定を行う。
- ・また、外部有識者からの点検結果の聴取に当たっては、実施要領4(6)①が徹底されるべく、②を踏まえた取組を行うものとする。

④ 公開プロセスの対象となる事業の選定及び点検結果の聴取

- ・チームの指示を受け、事務局は、実施要領5(1)①乃至④を踏まえ、公開プロセスの対象となる事業の候補(以下、「候補事業」という。)を選定する。
- ・なお、候補事業が公開プロセスの対象事業としてふさわしいかどうかについて検証するため、外部有識者会合を活用し、外部有識者から意見聴取を行う。
- ・また、外部有識者の意見聴取の結果なども踏まえ、候補事業の中から公開プロセス対象

事業を選定し、チームに諮った上で実施要領5に定める公開プロセスに係る一連の手続を行う。

・おって、点検結果を聴取に当たっては、実施要領5(4)⑥で示された手続を経たとりまとめコメント等を、実施要領5(4)⑦によりレビューシートの所定の欄に記入することにより取り運ぶものとする。

⑤ ①、③及び④を踏まえた事業の厳しい点検(サマーレビュー)及び点検結果(所見)のとりまとめ

・上記①、③及び④までのプロセスを経て作成されたレビューシートについては、事務局に別途設置する予算編成を担当する職員及び予算執行の点検を担当する職員を中心に構成するワーキンググループ(以下、「WG」という。)において、実施要領6に規定する取組を経た上で厳しく点検し、その結果を事務局に報告する。

・事務局は、点検結果をとりまとめてチームに報告する。

⑥ チーム所見を踏まえた事業の改善状況の点検

・上記⑤までのプロセスを経てチームの所見の欄に必要事項を記入したレビューシートについては、速やかに事務局から事業担当部局(予算担当部門)に送付し、早急に、「所見を踏まえた改善点／概算要求における反映状況」の欄を記入し、事務局への提出を指示する。

・事業所管部局においては、チームからの指示等を踏まえ、各事業所管課室の担当者に対して適切に作業を発注することとし、レビューシートのとりまとめに当たっては、自らも、「所見を踏まえた改善点／概算要求における反映状況」の欄が適切に記入されているか、等を確認の後、チームにレビューシートを送付する。

・事務局は、上記までのプロセスを経て提出されたレビューシートをとりまとめの上、WGに対して改善状況の点検を指示する。

・WGは、速やかに改善状況の点検を行うとともに、点検結果を事務局に報告する。

・事務局は、WGからの報告を受け、総括表にとりまとめてチームに報告する。

⑦ 総務省全体の概算要求への反映状況の確認及びとりまとめ

・上記⑥までの手続を踏まえ、チームは、総務省全体の概算要求への反映状況を確認し、取りまとめの上、レビューシートの最終公表後一週間以内に公表する。

平成 26 年度総務省行政事業レビュー想定スケジュール

実施時期		実施内容
4 月	上旬	・平成 26 年度総務省行政事業レビュー行動計画の公表 ・事業単位の整理 ・レビューシートの作成開始
	中旬	・外部有識者の点検を受ける事業の選定 ・公開プロセス対象事業候補の選定
	下旬	・公開プロセス対象事業候補の登録
5 月	上旬 ～ 下旬	・レビューの外部有識者会合と、政策評価に関する外部の有識者によって構成される同種の会合の合同開催(以下、「合同会合」という。)(事業の効率的・効果的な点検のための調整)
	下旬	・レビューシートの中間公表(公開プロセス対象事業に限る。)
6 月	中旬	・公開プロセスの実施と点検結果(とりまとめ結果)の聴取
	下旬 ～ 上旬	・レビューシートの中間公表(公開プロセス対象事業以外。) ・外部有識者によるレビューシートの点検(特定事業に限る。) ・外部有識者からの点検結果の聴取
7 月	中旬 ～ 下旬	・チームによるレビューシートの点検(サマーレビュー)及び点検結果のとりまとめ ・チーム所見を踏まえた事業の改善状況の点検
	(7月 ～ 8月)	・合同会合の開催(政策評価のチェック結果と行政事業レビューの点検結果についての議論)(2 回程度開催)
8 月	下旬	・総務省行政事業レビュー推進チームの開催(平成 27 年度予算概算要求への反映結果の確認) ・レビューシート最終版(平成 27 年新規要求事業以外)の公表 ・平成 27 年度予算概算要求の提出
	中旬	・レビューシート最終版(平成 27 年新規要求事業)の公表
10 月～1 月		・行政改革推進会議による「秋のレビュー」の開催 など
1 月～2 月		・合同会合の開催(今年度の取組の総括及び翌年以降の取組に向けた改善点に関する意見の提出)